

「工事及び業務の情報共有システム活用要領の制定について」 (令和6年8月30日付け農計第350号農村計画課総括課長通知) 【正誤表】

(下線部は修正部分)

正		誤	
工事及び業務の情報共有システム活用要領 1～5 【略】 別表1-1 工事の情報共有システム活用要領の機能と要件		工事及び業務の情報共有システム活用要領 1～5 【略】 別表1-1 工事の情報共有システム活用要領の機能と要件	
	機能	機能	要件
1～2	【略】	【略】	【略】
3	発議書類作成機能	(1) 工事関係書類(「農業土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等共通仕様書」の工事関係書類一覧表 <u>工事打合簿</u> 、 <u>施工段階確認簿</u> 、 <u>工事履行報告書</u>)を作成、修正、削除できる。なお、 <u>材料確認願</u> についても作成、修正、削除できることが望ましい。 <u>また、岩手県県土整備部共通仕様書内で定める様式を準用することも可とする。</u> <u>岩手県県土整備部共通仕様書内で定める様式を準用する場合は、その旨を工事打合簿で事前に協議すること。</u> (2)～(10) 【略】	(1) 工事関係書類(「農業土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等共通仕様書」の工事関係書類一覧表 <u>様式31</u> 、 <u>33</u> 、 <u>37</u>)を作成、修正、削除できる。 なお、 <u>様式34</u> についても作成、修正、削除できることが望ましい。 (2)～(10) 【略】
4～8	【略】	【略】	【略】
別表1-2 業務の情報共有システム活用要領の機能と要件		別表1-2 業務の情報共有システム活用要領の機能と要件	
	機能	機能	要件
1～2	【略】	【略】	【略】
3	発議書類作成機能	○満たすべき要件 (1) 業務関係書類 (<u>指示書</u> 、 <u>報告書及び提出書</u>) を作成、修正、削除できる。 (2)～(7) 【略】 ○満たすことが望ましい要件 (8) 業務関係書類 (<u>業務打合せ・協議記録簿及び業務履行報告書</u>) を作成、修正、削除できる。 (9)～(11) 【略】	○満たすべき要件 (1) 業務関係書類 (<u>別表4の様式6号</u>) を作成、修正、削除できる。 (2)～(7) 【略】 ○満たすことが望ましい要件 (8) 業務関係書類 (<u>別表4の様式4号及び5号</u>) を作成、修正、削除できる。 (9)～(11) 【略】
4～8	【略】	【略】	【略】
別表2	【略】	別表2	【略】
別表3	【略】	別表3	【略】